職業能力開発促進法施行規則

の一部を改正する省令案

資料

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案概要(別表2・6)

職業訓練の標準的な内容(教科の内容や訓練時間数など)を規定している訓練基準について、近年の社会情勢や産業技術の革新の動向などを踏まえて、職業訓練内容の充実を図るため、訓練基準をより適切な内容に改めるもの。 今回の改正の対象は、普通職業訓練及び高度職業訓練のうち、以下の7訓練系**合計12訓練科**である。

【施行期日】平成31年4月1日

改正する訓練科(12科)

普通職業訓練

		1717		
項番	訓練系	専攻科		
1	印刷・製本系	製版科		
2	化学系	化学分析科		
3	化学系	公害検査科		
4	塗装系	建築塗装科		
5	デザイン系	広告美術科		
6	デザイン系	工業デザイン科		
7	デザイン系	商業デザイン科		
8	理容・美容系	理容科		
9	理容・美容系	美容科		
○ =川々主は∀				

9訓練科

高度職業訓練

項番	訓練系	専攻科			
1	電気・電子システム系	電子技術科			
2	化学システム系	環境化学科			
3	化学システム系	産業化学科			
3訓練科					

☆「プリプレス」に関する「訓練内容」の充実強化を図るための教科目の分離

製版科の専攻学科「画像処理」の教科の内容である「プリプレス」について、「カラーマネジメント」や「色の補正」、「DTPの指定・設定」などの職業訓練内容の充実・強化を図るため、 **従来の「画像処理」から、新たに「プリプレス」を単独の教科目として分離・追加**する。

☆「化学」に関する「訓練内容」の柔軟化を図るための教科目の統合(4科)

各訓練科共通の系基礎学科「物理化学」「無機化学」「分析化学」及び「有機化学」の各教科目の分野間に密接不可分な関係性があることから、訓練効果を高めるとともに、職業訓練内容の柔軟化を図るため、新たに教科名「化学」として、訓練時間や各教科内容を統合する。

☆「建築物塗装」に関する「実技訓練効果」を高めるための教科目の統合

建築塗装科の実技「建築物塗装実習」と「足場実習」の両実技について、建築物塗装における足場の設置から建築物との下地調整や調色、構築した足場を使った建築物の高所での塗装作業まで、一貫した実技訓練によって訓練効果を高めるため、新たに教科名「建築物塗装・足場実習」として、訓練時間や各教科内容を統合する。

☆「デジタルワーク」の「訓練内容」充実強化に伴う訓練時間の配分変更(3科)

「デジタルワーク」が主流となる中で、今後は「デザインソフト」をツールとして利活用したより実践的な訓練指導により、訓練効果を高めるとともに、職業訓練内容を充実強化させるため、従来の各訓練科共通の座学学科「コンピュータ概論」の訓練時間を振替え、新たに同ソフトの操作技能・技術習得のための実技「コンピュータ操作基本実習」を教科目として新設する。

☆ 「養成施設」省令改正に伴う教科目や訓練時間の改正(2科)

「理容師法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第39号)」の施行に伴い、改正後の「理容師」や「美容師」の養成施設指定規則に定められている教科目の名称変更 や訓練時間に対応して、整合性を図る。

☆「教科名称」の文言修正(「ディジタル」(改正前)→改正後:「デジタル」)

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案 概要(別表第11等)

「特に不足している免許職種に係る職業訓練指導員(愛称:テクノインストラクター)の今後の継続的・安定的な確保に 資するよう、当該免許職種におけるテクノインストラクター試験の受験対象を拡大し受験者数の増加を図る必要がある ことから、所要の制度追加・改正を行うもの。【**施行期日】<u>平成31年4月1日</u>** また、平成31年度の改正対象は、テクノインストラクターの免許職種(全123職種)のうち「**介護サービス科**」とする。

テクノインストラクターの免許職種「介護サービス科」の受験資格及び免除資格対象の拡大

○テクノインストラクターが特に不足している「介護サービス科」の免許職種について、①近年の介護福祉士試験等の制度改正に対応した 「指導員試験」の試験科目・内容の見直し、②「介護福祉士」などの資格保有者に対する指導員試験の受験資格の付与、 ③指導員試験の一部が免除される資格を追加し、今後のテクノインストラクターの安定的確保を図る。

(従来) 他の制度との連携は特になし

平成28年度	試験受験者数	免許交付件数
介護サービス科	0人	12件
(参考)全免許職種	2,565人	3,163件

(追加する資格(案))

介護福祉士、保健師、助産師、看護師、社会福祉士資格、他

今回追加する資格試験合格者数(上位5職種) (合計約19万人)

81,692人	54,705人	29,188人	12,693人	11,931人
介護福祉士	看護師	社会福祉士	保健師	保育士

省令改正による対応

①指導員試験の試験科目の見直し (別表第11)

介護サービス科の従来の指導員試験 の「試験科目」の教科の名称や学科科目 を再分類して、近年の制度改正による

「介護福祉士試験」などの各種資格試験の科目・学科に対応

②受験資格対象者の拡大

(別表11の3)

介護サービス科の指導員試験の受験資格を有する者として、新たに、保育士・保健師・助産師・看護師・准看護師・養護教諭の免許状を有する者・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育教諭の資格を有する者を追加

③試験の一部が免除される資格の追加 (別表11の3)

②の資格保有者が、介護サービス科の指導 員試験を受験する際に、**当該資格保有に** 加えて、介護実務の経験を有している 場合や介護実務者研修を修了している 場合、「実技」や「関連学科」の試験の受 験免除規定を追加

|その他:免許職種||理容科]及び||美容科]の改正(別表第11)

・<u>「理容師法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第39号)」</u>の施行に伴い、<u>改正後の「理容師」や「美容師」の</u> 養成施設指定規則に定められている教科目の名称変更に対応。